

Ⅲ 第三期障害福祉計画

1 第三期障害福祉計画の策定にあたって

第三期障害福祉計画は、第二期障害福祉計画（平成 21 年度～平成 23 年度）の進捗状況等を踏まえ、障害者等の自立支援の観点から、施設入所等からの地域生活への移行や、就労支援などの課題に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現することを目指します。

そのために、平成 26 年度までの地域生活移行・就労支援については数値目標を、障害福祉サービス・地域生活支援事業については、供給見込み量を国の計画策定の基本指針に基づいて設定します。

2 平成 26 年度における数値目標

障害者自立支援法の趣旨や国の計画策定の基本指針等に基づき、平成 26 年度を目標年度として施設入所者の地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行の 2 項目について数値目標を設定します。

(1) 入所施設から地域生活への移行

練馬区では、第二期障害福祉計画において、平成 17 年 10 月 1 日から平成 23 年度末までに累計で 43 人（平成 17 年 10 月 1 日の入所者数の 1 割）の地域生活移行目標数を設定しました。平成 22 年度末時点で累計 56 人が地域移行しています。第三期障害福祉計画策定に対する国の指針では、平成 26 年度末までに累計で平成 17 年 10 月 1 日の入所者数の 3 割以上が地域生活へ移行することとしています。これを踏まえ、第三期障害福祉計画では、さらに 73 人が地域移行することにより、平成 26 年度末までに、累計 129 人（平成 17 年 10 月 1 日の入所者数の 3 割）の地域生活移行を目標とします。

平成 17 年 10 月 1 日の入所者数	430 人
【第二期計画目標値】平成 23 年度末の地域生活移行者数 (平成 17 年 10 月 1 日の入所者数の 1 割が地域移行)	43 人
【実績値】平成 22 年度末までの地域生活移行者数	56 人
【第三期計画目標値】平成 26 年度末の地域生活移行者数 (平成 17 年 10 月 1 日の入所者数の 3 割が地域移行)	129 人

(2) 福祉施設から一般就労への移行等

この数値目標について、練馬区では、第二期障害福祉計画において、就労支援の総合的な充実を目指し、福祉施設からの一般就労移行者数に、練馬区障害者就労促進協会（通称レインボーワーク）の就労支援を受けて一般就労した人数を加え、数値目標として掲げていました。

現在も練馬区長期計画や練馬区障害者計画において、この数値目標を設定し、障害者の総合的な就労支援の充実を図っているところです。そこで、第三期障害福祉計画においては、国の指針である福祉施設からの一般就労への移行者が単年度ベースで平成 17 年度実績の 4 倍以上とするという目標を踏まえ、新たな数値目標を設定しました。この数値目標は、単年度における福祉施設から一般就労への移行者数を平成 17 年度実績の 11 人から、平成 26 年度はその 4 倍の 44 人とするものです。

平成 17 年度の一般就労移行者数	11 人
【実績値】平成 22 年度末の一般就労への移行者数	34 人
【第三期計画目標値】平成 26 年度末の一般就労への移行者数 (平成 17 年度の就労移行実績の 4 倍)	44 人

(3) 精神障害者の地域生活移行について

精神障害者の地域生活移行については、都道府県において目標を設定するとともに、入院中の精神障害者の地域生活移行に必要な障害福祉サービス等の利用者数を推計します。区市町村においては、推計値を反映し障害福祉サービス等の見込み量の算定を行うこととなりました。

これに基づき、第三期障害福祉計画では地域生活移行者数の目標値の記載はしませんが、推計値等を反映し障害福祉サービス等の供給見込み量を算定しました。

3 障害福祉サービスの供給見込み量および算定の考え方

障害福祉サービスは、障害者自立支援法第5条に基づき、自立支援給付対象となる事業です。見込み量の算定については、入所施設から地域生活への移行目標、福祉施設から一般就労への移行目標、精神障害者の地域生活移行の推計値、平成23年度までのサービス提供実績、事業者からのヒアリング、練馬区長期計画・練馬区障害者計画の計画事業等を勘案しました。

別表1において、それぞれのサービスについて平成26年度までの各年度における見込み量を設定しました。また、別表2においてサービス内容を記載しました。

○ 第二期障害福祉計画からの変更点

障害者自立支援法改正を受け、第三期障害福祉計画における障害福祉サービスの見込み量を、次の3点について変更しました。

(1) 同行援護について

同行援護とは視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において当該障害者等に同行し、移動に必要な情報提供を行い移動の援護等を行う事業です。見込み量算定にあたっては、現在の地域生活支援事業における移動支援事業のうち、視覚障害者に対して支給しているサービス量を踏まえ算定しました。

(2) 児童福祉法に規定されるサービスについて

児童デイサービス事業が児童福祉法に規定する児童発達支援事業となったため、障害福祉計画においては、サービスの供給見込み量を算定しないこととしました。ただし、障害児支援の方針等については、障害者計画にて策定することとしました。

(3) 相談支援事業について

① 計画相談支援

平成26年度までに、障害福祉サービス等を利用する全ての障害者等を対象とし、支給決定前に、サービス等利用計画(案)を作成することになりました。これを受け、平成24年度より、段階的に対象者数を拡大します。見込み量については、平成24年度は新規利用者数等を、平成25年度、平成26年度については、全障害福祉サービス対象者に対し実施される見込みのサービス利用支援および継続サービス利用支援の数を勘案し算定しました。

② 地域移行支援

福祉施設の入所者が地域生活移行の際、その準備として外出への同行支援や

入居支援等を行います。見込み量については、これまでの、地域生活移行者数や東京都の推計値等を勘案し算定しました。

③ 地域定着支援

地域における単身や家庭の状況等により同居している家族による支援が受けられない障害者に対し、常時の連絡体制の確保等を行います。見込み量については、これまでの、福祉施設入所からの地域移行者のうち、移行先が単身生活となった方の数等を勘案し算定しました。

【別表1】（障害福祉サービスの供給見込み量一覧）

サービス名			24年度	25年度	26年度	
訪問系	居宅介護	人/月	770	820	870	
		時間/月	16,940	18,040	19,140	
	重度訪問介護	人/月	97	98	100	
		時間/月	34,726	35,084	35,800	
	行動援護	人/月	2	2	2	
		時間/月	36	36	36	
	重度障害者等包括支援	人/月	2	2	2	
		時間/月	868	868	868	
	同行援護	人/月	240	270	300	
		時間/月	7,856	8,775	9,800	
	居住系	施設入所支援	人/月	451	440	430
		共同生活介護	人/月	155	162	169
共同生活援助		人/月	169	182	195	
日中活動系	生活介護	人/月	934	969	1,014	
	自立訓練（機能訓練）	人/月	8	18	20	
	自立訓練（生活訓練）	人/月	31	41	45	
	就労移行支援	人/月	203	221	225	
	就労継続支援A型	人/月	80	80	85	
	就労継続支援B型	人/月	929	959	979	
	療養介護	人/月	60	60	60	
	短期入所	人/月	165	220	225	
相談支援	計画相談支援	人/月	214	602	630	
	地域移行支援	人/月	20	20	25	
	地域定着支援	人/月	10	10	15	

別表1の見方

○数値について

各年度における月ごとの利用者（練馬区民）数および支給総時間数を表しています。

○「人/月」について

各年度における月毎のサービス利用者（練馬区民）数見込みを表しています。

○「時間/月」について

各年度における月毎のサービス支給総時間数見込みを表しています。

【別表2】（別表1における各障害福祉サービスの内容）

サービス名	サービス内容
居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。目的により「身体介護」と「家事援助」などがあります。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で、常に介護を必要とする方に自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要度がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報提供を行い、移動の援護等を行います。
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
共同生活介護	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動・生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型	一般企業への就労に結びついていない方のうち、雇用契約等に基づく就労が可能な方に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難な方や、一定年齢に達している方に働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。
短期入所	自宅で介護する方が病気の場合等に、施設で短期間、夜間も含め、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
計画相談支援	支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定または変更後、サービス事業者等と連絡調整を行い、サービス等利用計画を作成します。また、利用者の状況に応じて、一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行いサービス等利用計画の見直しを行います。(モニタリング)
地域移行支援	入所または精神科病院に入院している障害者が退所または退院する際、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身その他、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に対する相談等を行います。

4 地域生活支援事業の供給見込み量および算定の考え方

地域生活支援事業は、区市町村や都道府県が主体となって、地域の特性や障害者等の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施する事業です。見込み量の算定については、平成 23 年度までのサービス提供実績、練馬区長期計画・練馬区障害者計画の計画事業等を勘案しました。

別表 3 において、それぞれのサービスについて、平成 26 年度までの各年度における見込み量を設定しました。また、別表 4 においてサービス内容を記載しました。

○ 第二期障害福祉計画からの変更点

障害者自立支援法改正を受け、第三期障害福祉計画における地域生活支援事業の見込み量を、次の 2 点について変更しました。

(1) 住宅入居等支援事業について

地域生活支援事業であった住宅入居等支援事業が、障害福祉サービスの相談支援事業（地域移行支援）に移行することとなったため、地域生活支援事業から削除しました。

(2) 移動支援について

障害福祉サービスに、同行援護が規定されたことに伴い、見込み量については、平成 23 年度までのサービス提供実績より勘案した数値から同行援護見込み量を差し引いた量を算定しました。

【別表3】（地域生活支援事業の供給見込み量一覧）

サービス名		24年度	25年度	26年度
(1)相談支援事業				
①相談支援事業				
ア障害者相談支援事業	設置数	4	4	4
イ地域自立支援協議会	設置数	1	1	1
②市町村相談支援機能強化事業	—	実施	実施	実施
③成年後見制度利用支援事業	—	実施	実施	実施
(2)コミュニケーション支援事業				
①手話通訳者派遣事業	件数/年	2,500	2,550	2,600
②要約筆記者派遣事業	件数/年	350	355	360
(3)日常生活用具等給付事業				
①介護・訓練支援用具	件数/年	60	65	70
②自立生活支援用具	件数/年	155	160	165
③在宅療養等支援用具	件数/年	75	80	85
④情報・意思疎通支援用具	件数/年	170	180	190
⑤排泄管理支援用具	件数/年	10,600	11,100	11,600
⑥居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	件数/年	50	50	55
⑦緊急通報システム	件数/年	30	30	35
⑧火災安全システム	件数/年	2	2	5
(4)移動支援事業	人/月	810	890	975
	時間/月	10,700	11,500	12,100
(5)地域活動支援センター機能強化事業				
①地域活動支援センターⅠ型	設置数	4	4	4
②地域活動支援センターⅡ型	設置数	1	1	1
	人/月	32	32	32
③地域活動支援センターⅢ型	設置数	0	1	2
	人/月	0	10	20
(6)その他の事業				
①訪問入浴サービス	件数/年	2,700	2,800	2,900
②知的障害者職親委託制度	人/月	1	1	1
③更生訓練費給付事業	件数/年	400	420	440
④施設入所者就職支度金給付事業	件数/年	13	13	15
⑤日中一時支援事業	人/月	120	140	160
	日数/月	480	560	640

サービス名		24年度	25年度	26年度
⑥生活サポート事業	人/月	1	1	2
	時間/月	10	10	20
⑦手話講習会事業	人/年	270	280	290
⑧自動車運転免許取得助成事業	件数/年	5	5	10
⑨自動車改修費助成事業	件数/年	8	8	10

別表3の見方

○数値について

各年度における支給件数、利用者（練馬区民）数、支給総時間（日）数等の見込みを表しています。

○「設置数」について

各年度における事業実施者数の見込みを表しています。

○「件数/年」「人/年」について

各年度における1年間の総支給件数（「人/件」は講習会受講修了者数）見込みを表しています。

○「人/月」「時間/月」「日数/月」について

「人/月」「時間/月」は別表1の見方と同様です。「日数/月」は、各年度における月毎のサービス支給総日数見込みを表しています。

【別表4】（別表3における各地域生活支援事業のサービス内容）

サービス名	サービス内容
障害者相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することおよび権利擁護のために必要な援助を行います。
地域自立支援協議会	障害者（児）がその有する能力および適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができる地域社会を構築するため、相談支援事業をはじめとする地域の障害保健福祉関係機関等が連携し、情報の共有および協働を図るための方策を協議します。
市町村相談支援機能強化事業	専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置することにより、相談支援機能を強化します。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる障害者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費および後見人等の報酬の全部または一部を助成します。
手話通訳者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者に手話通訳者を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。
要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者に要約筆記者を派遣し、障害者とその他の者との意思疎通の仲介をします。
介護・訓練支援用具	日常生活用具等給付事業のうち、「特殊寝台」「浴槽（湯沸器含む。）」「入浴担架」等です。
自立生活支援用具	日常生活用具等給付事業のうち、「歩行支援用具」「電磁調理器」「屋内信号装置」等です
在宅療養等支援用具	日常生活用具等給付事業のうち、「電気式たん吸引器」「音声式体温計」「ネブライザー」等です
情報・意思疎通支援用具	日常生活用具等給付事業のうち、「ポータブルレコーダー」「活字文書読上装置」「情報受信装置」等です
排泄管理支援用具	日常生活用具等給付事業のうち、「排泄支援用具」「収尿器」「紙おむつ」等です
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	重度の身体障害者等が日常生活を容易にすることを目的として、住宅の一部を改善するための費用を助成します。
緊急通報システム	重度の身体障害者が自宅で急病になったとき等のために、外部の受信施設へ緊急通報できる機器を貸与します。

サービス名	サービス内容
火災安全システム	重度の身体障害者および知的障害者に対し、火災に対する迅速な消火活動等を行うため、火災自動通報システム機器を給付します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な身体障害児者、知的障害児者、精神障害者に対し、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター Ⅰ型事業	地域の実情に応じ、障害者等に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。
地域活動支援センター Ⅱ型事業	地域において、雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、入浴等のサービスを実施します。
地域活動支援センター Ⅲ型事業	地域の実情に応じ、障害者等に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供等を行います。
訪問入浴サービス	長期にわたり入浴が困難な在宅の身体障害者等に対し、訪問入浴車を派遣します。
知的障害者職親委託制度	知的障害者を一定期間、事業経営者等の私人（職親）に預け、生活指導および技能習得訓練等を行います。
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業または自立訓練事業等を利用している者で生活保護受給者に対し、更生訓練費を支給します。
施設入所者就職支度金給付事業	身体障害者更生施設等に入所等している者が更生訓練や就労移行支援事業等を利用し、就職・自営により施設を退所することになった場合、就職支度金を支給します。
日中一時支援事業	日中、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行います。
生活サポート事業	居宅介護等の支給決定者以外の者で、日常生活および家事に対する必要な支援を行います。
手話講習会事業	手話の技術講習、聴覚障害者福祉に関する講演会等を行います。
自動車運転免許取得助成事業	身体障害者が自動車運転免許取得するのに要する費用の一部を助成します。
自動車改修費助成事業	重度の身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その改造に要する費用の一部を助成します。